

令和3年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和3年3月8日（月） 開会 午前10時 2分
閉会 午後 1時16分

場所 第1委員会室

出席委員 吉良英敏委員長
細田善則副委員長
高橋稔裕委員、松井弘委員、新井一徳委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、
並木正年委員、鈴木正人委員、白根大輔委員、蒲生徳明委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、廣川達郎政策・財務局長、
加藤繁行政改革・ICT局長、石井貴司地域経営局長、
仲山良二企画総務課長、竹内康樹計画調整課長、
梅本祐子財政課長、山口達也改革推進課長、小田恵美情報システム課長、
都丸久地域政策課長、大山澄男市町村課長、石川護土地水政策課長、
浪江治交通政策課長

板東博之会計管理者、島田繁出納総務課長、吉田圭二会計管理課長

村田暁俊監査事務局長、高橋健監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
横内ゆり監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第23号	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第53号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第13号））	原案可決
第54号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）	原案可決
第55号	令和2年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第56号	令和2年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第57号	令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願
なし

報告事項

あと数マイルプロジェクトの取組状況について

【付託議案に対する質疑】

高橋委員

第53号議案について、専決処分はより慎重な対応が求められるので、その観点から伺う。感染防止対策協力金事業を幾度となく行ってきたが、それぞれの執行残の見込みは幾らか。また、それぞれの協力金について、補正予算を編成したのか。

財政課長

感染防止対策協力金事業の執行残は、予算額約1,442億円に対して、これから申請が始まるものもあるが、今後の執行見込額は約959億円で、執行残の見込みは約483億円である。また、昨年12月4日からの第1期は補正予算を計上した。第2期と第3期は執行状況を踏まえ既定予算で対応した。第3期の本年1月8日から単価を4万円から6万円に上げた分と、第4期は補正予算を計上した。第5期については、緊急事態宣言中の延長ということで専決処分を行った。

高橋委員

専決処分を行った時点での執行残はどれくらいであったのか。

財政課長

専決処分時点での執行残見込みは手元にはないが、専決処分時点では第1期分の12月4日から12月17日までの申請は終わっていたが、第2期以降は申請を受付中の段階であったので、そこまで執行が進んでいたものではないと認識している。第1期分の執行が終わっているというのが専決処分の段階であった。

高橋委員

補正予算第13号の予算額は、過大であったのではないか。執行残を勘案するような予算組みをするべきであったのではないか。

財政課長

我々としても執行残を勘案しながら予算編成を行ってきたが、第5期分の専決処分時点では、第1期分に係る協力金の申請状況しか分かっていなかった。第1期分は、対象エリアを限定したものであること、また、協力金の単価が2万円となっており、今回の協力金と異なっていた。また、第5期分の専決処分時には、緊急事態宣言が発令され、社会的に強い要請がされ、単価は6万円、対象エリアも県全域としており、状況が第1期とかなり異なったため、飲食店営業許可件数の50,442件の全てを対象にして積算している。緊急事態宣言下で申請状況を見込むことが難しい状況ではあったが、店舗の見回りなどを行った状況では、ほぼ全ての飲食店、約98%が時短要請に協力いただいていることを踏まえて、第5期分は許可件数分を予算措置した。

高橋委員

執行残の実額が分からないということだが、コロナアプリのダウンロード数で実際に予見することが可能だと思うが、それは勘案したのか。

財政課長

今回の第5期分を算定するに当たっては、アプリのダウンロード数ではなく、見回りを行った状況と、許可件数50,442件をベースに算定した。

新井委員

新型コロナウイルス感染症対応と児童虐待防止対策は喫緊の課題であり、体制強化のために職員を増やすことは評価できる。一方で、前知事時代から「最小・最強の県庁」の名の下に職員数を大幅に削減してきた結果、ゆがみ、ひずみが生じ、組織が弱体化したと考えるがどうか。また、新型コロナウイルス感染症が収まれば対応する職員は不要と考え、将来的に職員定数は減らしていくのか。

改革推進課長

職員定数の削減については、事務の集約化や市町村への権限移譲など、行政の効率化を図りながら進めてきた。その一方で、県政の重点課題については、職員を重点的に配置してきた。例えば、児童虐待防止対策については、平成30年度に19人、平成31年度に42人、令和2年度に59人を増員するなど、前知事時代から計画的に増員してきた。また、今後についても、児童福祉司等の計画的な体制強化を図る一方、毎年度、適切でめりはりのある定数管理を行うことで、行政需要の変化にきめ細やかに対応していく。

新井委員

減らしてきた中でめりはりをつけたことで、ゆがみ、ひずみが生じてしまったのではないかと。

改革推進課長

業務の効率化を進めて削減する一方で、必要なところに定数をつけていくスクラップ・アンド・ビルドという形で、適正な組織・定数を意識しながら取り組んできた。

新井委員

副知事がもう1人選任されたと仮定して、秘書2人は119人に含まれているのか。

改革推進課長

今回の119人の増員については、新型コロナウイルス感染症対応と児童虐待防止対策の体制強化のためにお願いしているもので、委員から質問があった件については含まれていない。

新井委員

副知事選任の人事議案が出されて可決した場合、秘書担当の2人はどのように手当てしようと考えているのか。

改革推進課長

委員がお話のケースでは、現行の人員の範囲内で対応することとなるので、全体の中で人員を生み出していくという形になるかと思う。その際には、組織の規模や状況などをしっかり勘案しながら、その影響が最小限になるよう調整していきたい。

新井委員

全体を見ながら影響を最小限にするということは、影響が出てしまうということであり、問題だと思うが、組織として、どのように対応するのか。

企画財政部長

人事配置に密接に関係するが、定数条例の枠内で最適な人の配分をしていくのが現実的な対応策だと思うので、トータルで見た時に現員の配置の中で考えていく形になるかと思う。定数を所管しているのは企画財政部になるので、責任をもって取り組んでいく。

田村委員

自動車税の種別割が令和元年度と比較して大幅に増額している理由は何か。

財政課長

自動車税の種別割は令和元年度途中から導入されたものであるため、令和2年度大幅に増額となっている。

田村委員

新型コロナウイルス感染症の影響により法人県民税・法人事業税が減額になる一方、株式等譲渡所得割が増額することで、個人県民税は増額している。県税全体では、令和元年度決算額と令和2年度の補正後の予算額はほぼ同額になっている。このような状況を見ると、一概に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている経済状況と言えないのではないか。

財政課長

株式等譲渡所得割については、令和2年中の株式の売買高が増加したことにより増額している。一方で、配当割については、企業の利益が上がらず配当が減少しているとも考えられる。こうしたことから、どこまでが新型コロナウイルス感染症の影響かはなかなか言いづらく、今後も引き続き慎重に経済状況を見ていく必要がある。

田村委員

法人県民税・法人事業税の減額についてどのように分析しているのか。また、来年度どのような想定で法人県民税、法人事業税を見込んでいるのか。

財政課長

法人県民税・法人事業税の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響だけとは言えないが、大きい割合を占めていると認識している。また、景気が税収に与える影響について、時間がたってから発現される税目もあり、法人県民税や法人事業税については、令和2年度だけでなく令和3年度においても影響が出ると見込んでいる。なお、令和3年度の法人県民税・法人事業税については、令和2年度中の県内企業の申告の状況を鑑み、見込んでいるところである。

【付託議案に対する討論】

なし